

報道関係者 各位

令和3年8月27日

【照会先】

雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

室長 平岡 宏一

室長補佐 遠藤 光

(代表電話) 03(5253)1111(内線7738)

(直通電話) 03(3502)6679

「令和2年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します 通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに減少、 虐待が認められた障害者数（虐待種別）は「経済的虐待」が引き続き最多

厚生労働省は、このたび、「令和2年度使用者による障害者虐待の状況等」を取りまとめたので、公表します。

都道府県労働局では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）に基づき、都道府県などの地方公共団体と連携し、障害者※1を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく是正指導などに取り組んでいます。

厚生労働省では、今回の取りまとめ結果を受けて、引き続き、地方公共団体との緊密な連携を図りながら、使用者による障害者虐待の防止のために取り組んでいきます。

【ポイント】

1 通報・届出のあった事業所数、通報・届出の対象となった障害者数はいずれも前年度と比べ減少。[参照：別添1 P3 1-(1)、(2)]

- | | | |
|-------------------|----------|---------------|
| ・通報・届出のあった事業所数 | 1,277事業所 | （前年度比 12.4%減） |
| ・通報・届出の対象となった障害者数 | 1,408人 | （同 19.1%減） |

2 虐待が認められた事業所数※2、虐待が認められた障害者数はいずれも前年度と比べ減少。[参照：別添1 P6 2-(1)、(2)]

- | | | |
|---------------|--------|---------------|
| ・虐待が認められた事業所数 | 401事業所 | （前年度比 25.0%減） |
| ・虐待が認められた障害者数 | 498人 | （同 35.4%減） |

3 受けた虐待の種別※3※4では、経済的虐待が419人（80.1%）と最も多く、次いで心理的虐待が56人（10.7%）、身体的虐待が24人（4.6%）。

[参照：別添1 P7 2-(3)]

※1 障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。（障害者基本法第2条第1号から引用）

※2 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※3 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。

※4 虐待の種別については、P2「虐待の定義」参照。

【別添資料】

別添1 令和2年度における使用者による障害者虐待の状況（P3～12）

別添2 令和2年度における使用者による障害者虐待の事例（P13～15）

参考1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要（P16）

参考2 使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応（P17）

【取りまとめの概要】

「使用者による障害者虐待の状況等」は、障害者虐待防止法第28条「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という）が把握した使用者による障害者虐待の状況等を取りまとめたものです。

1 取りまとめ期間

通報・届出：令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に通報・届出のあったもの
対応結果：令和2年4月1日～令和3年3月31日までに対応が完了したもの

2 取りまとめ方法

都道府県からの報告：

障害者虐待防止法第24条に基づき、都道府県から労働局に報告があったもの。

労働局などへの相談：

直接、労働局、労働基準監督署または公共職業安定所に、被虐待者、家族、同僚などから、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。

その他労働局などの発見：

上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

3 その他（人数・事業所数・件数などの数え方について）

- ・ ひとりの被虐待者に複数の障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）がある場合や、複数の虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置等による虐待、経済的虐待）を受けている場合は、重複計上しています。
- ・ 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別を特定することが困難な場合は、障害者の人数のみを計上しています。
- ・ 虐待を受けていた障害者1名に対して複数の措置を労働局が実施した場合には、労働局が虐待に対してとった措置の件数を重複計上しています。

【虐待の定義】（障害者虐待防止法第2条第8項第1号から5号）

身体的虐待：

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待：

障害者にわいせつな行為をすることまたは障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待：

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

放置等による虐待：

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

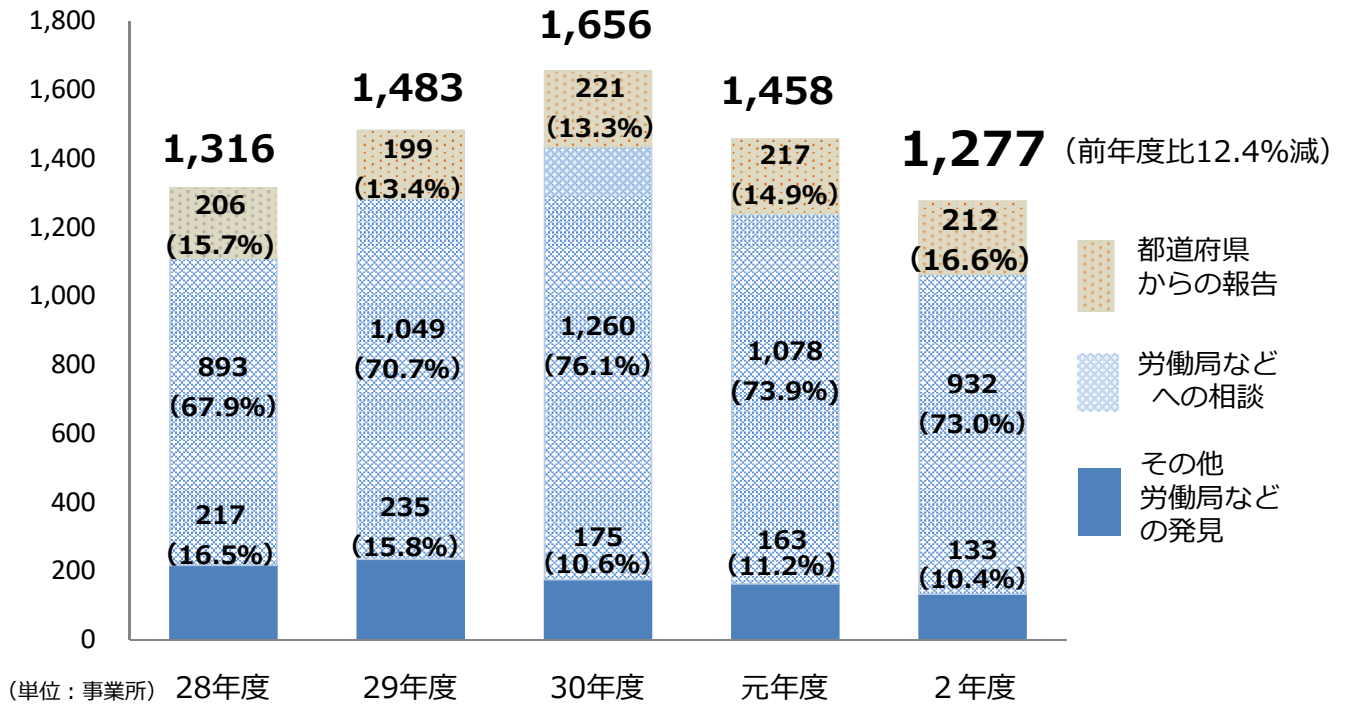
経済的虐待：

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

令和 2 年度における使用者による障害者虐待の状況

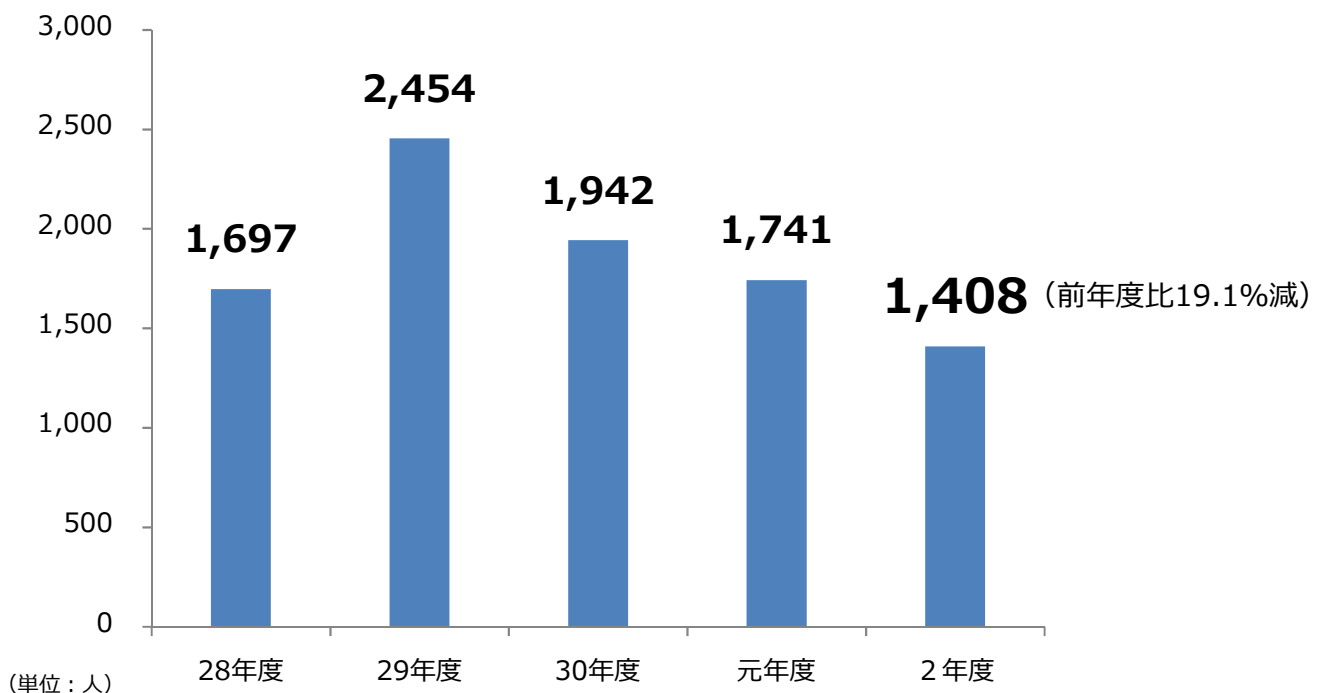
1 通報・届出

(1) 通報・届出のあった事業所数（把握の端緒別）



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

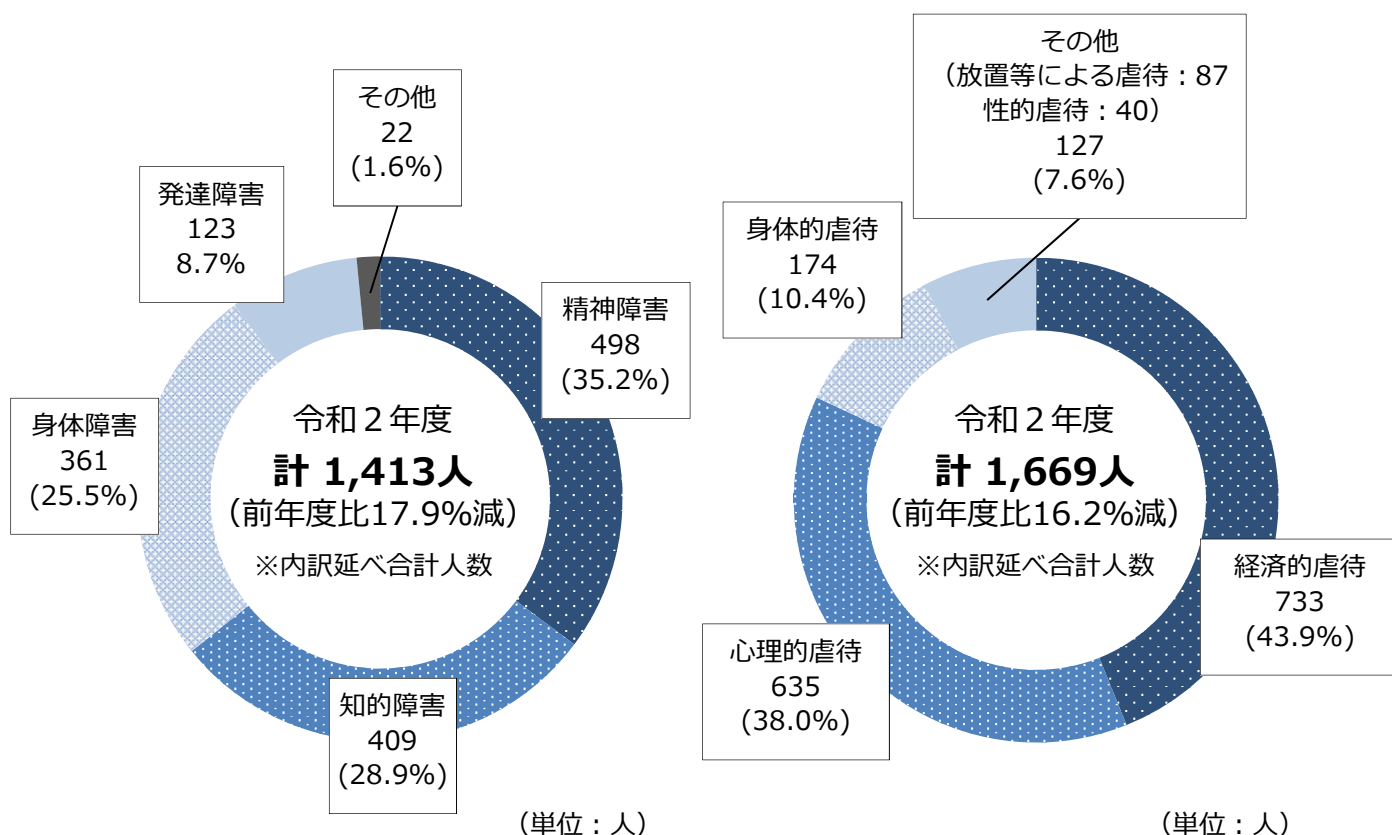
(2) 通報・届出の対象となった障害者数



(3) 通報・届出の対象となった障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別

②虐待種別



- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第1表 虐待種別・障害種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	44	63	50	17	3
性的虐待	8	15	14	3	0
心理的虐待	161	134	283	75	10
放置等による虐待	24	25	23	11	3
経済的虐待	186	234	218	46	13

(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第2表 年度別・障害種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
28年度	416	738	496	92	9	1,751
	23.8%	42.1%	28.3%	5.3%	0.5%	100%
29年度	602	814	836	118	77	2,447
	24.6%	33.3%	34.2%	4.8%	3.1%	100%
30年度	463	632	645	148	47	1,935
	23.9%	32.7%	33.3%	7.6%	2.4%	100%
元年度	417	575	549	130	50	1,721
	24.2%	33.4%	31.9%	7.6%	2.9%	100%
2 年度	361	409	498	123	22	1,413
	25.5%	28.9%	35.2%	8.7%	1.6%	100%

（単位：人）

- 障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

【参考】第3表 年度別・虐待種別障害者数（通報・届出の対象となった障害者）

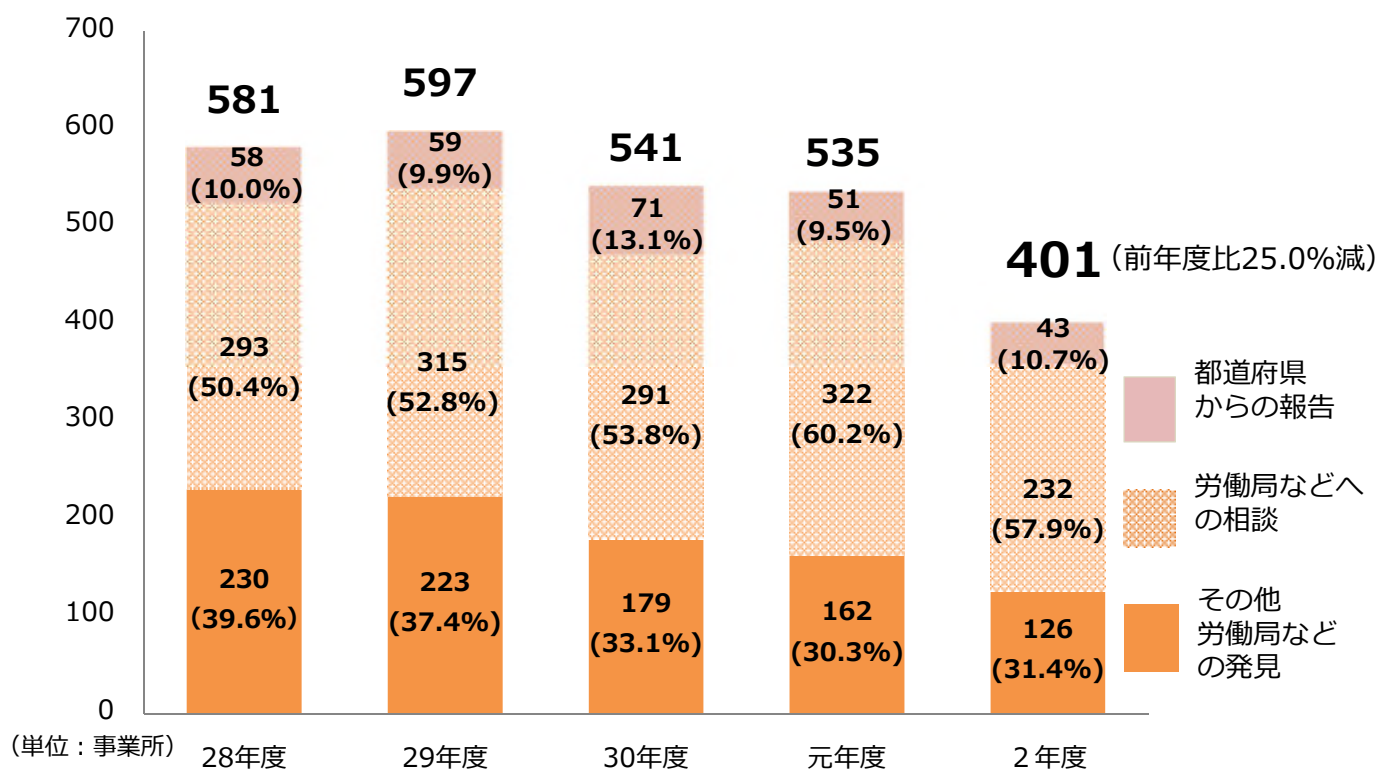
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
28年度	212	39	618	114	1,063	2,046
	10.4%	1.9%	30.2%	5.6%	52.0%	100%
29年度	286	29	736	126	1,711	2,888
	9.9%	1.0%	25.5%	4.4%	59.2%	100%
30年度	187	58	827	100	1,116	2,288
	8.2%	2.5%	36.1%	4.4%	48.8%	100%
元年度	209	37	713	81	951	1,991
	10.5%	1.9%	35.8%	4.1%	47.8%	100%
2 年度	174	40	635	87	733	1,669
	10.4%	2.4%	38.0%	5.2%	43.9%	100%

（単位：人）

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。

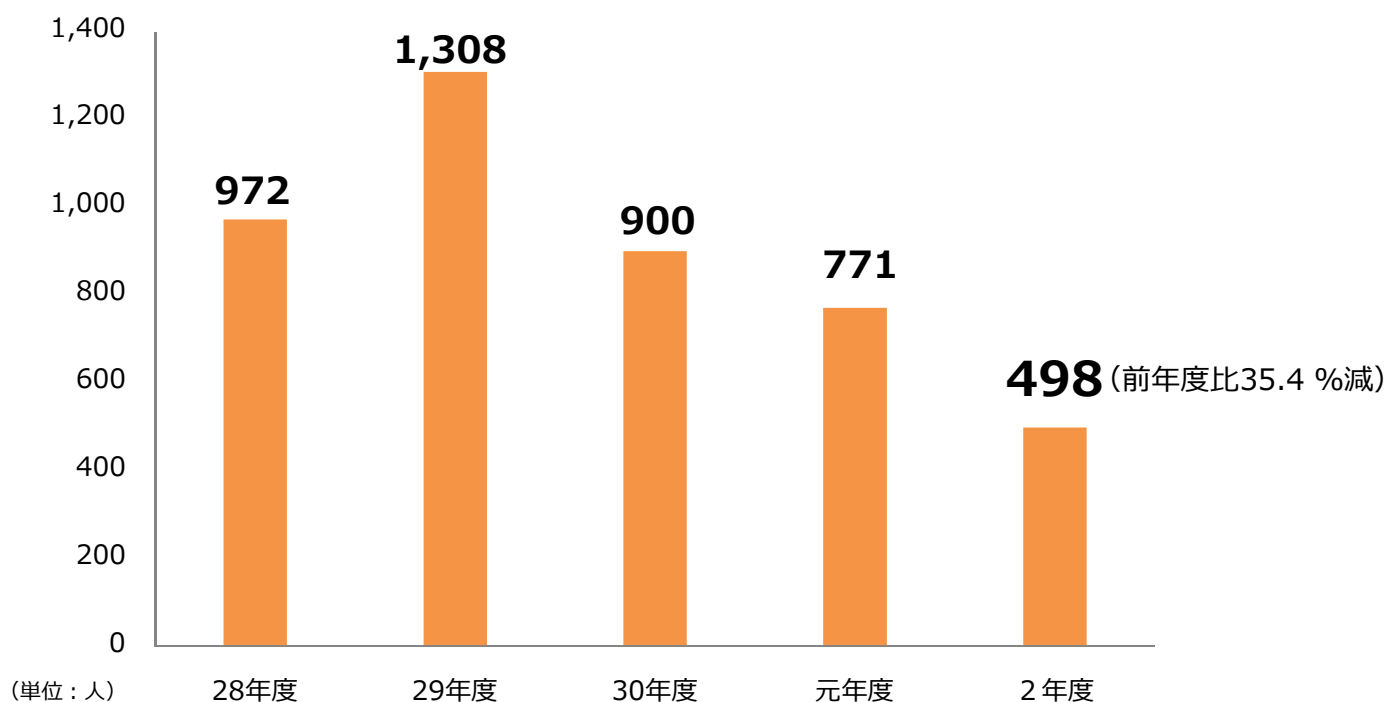
2 都道府県労働局の対応結果

(1) 虐待が認められた事業所数（把握の端緒別）



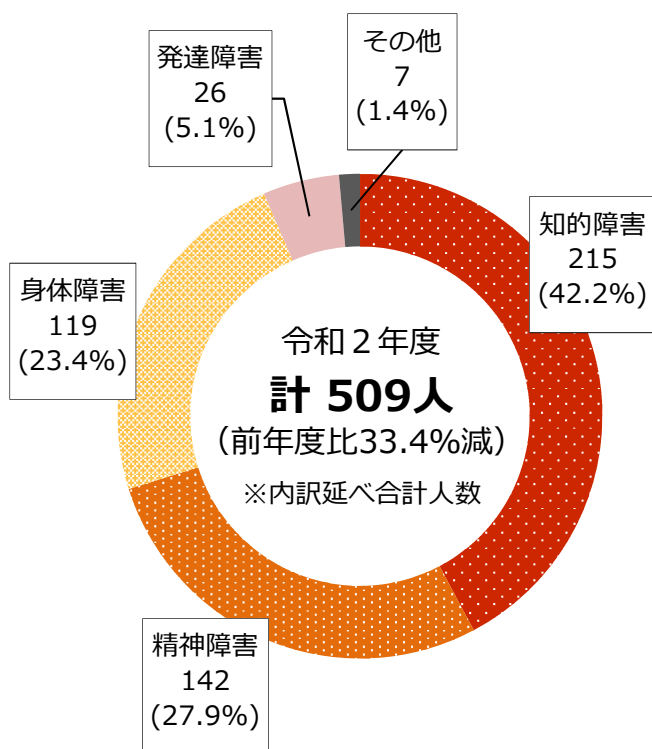
■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(2) 虐待が認められた障害者数



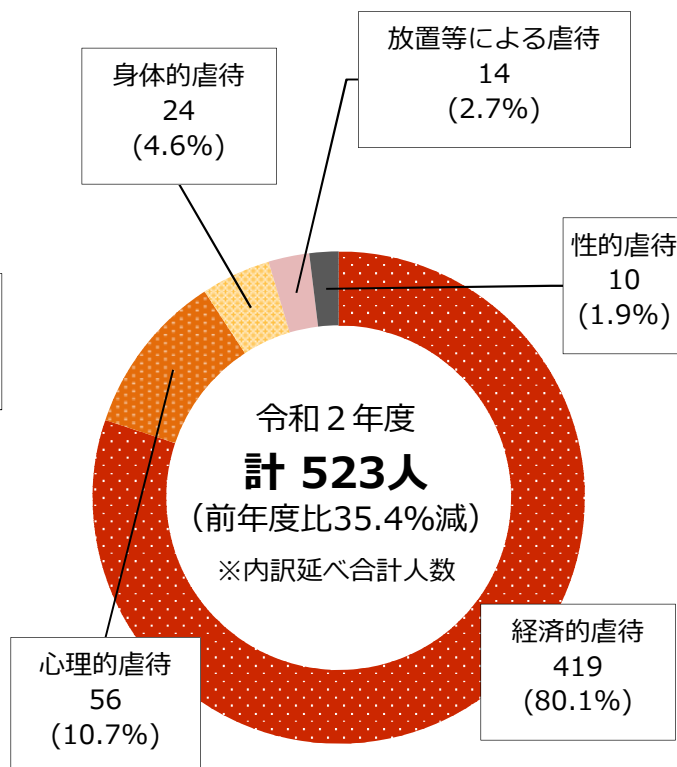
(3) 虐待が認められた障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別



(単位：人)

②虐待種別



(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第4表 虐待種別・障害種別障害者数（虐待が認められた障害者）

虐待種別	障害種別				
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	7	11	4	2	0
性的虐待	1	4	4	1	0
心理的虐待	9	18	25	6	2
放置等による虐待	4	6	3	0	0
経済的虐待	104	184	116	20	5

(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第5表 年度別・障害種別障害者数（虐待が認められた障害者）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合 計
28年度	209	530	234	20	0	993
	21.0%	53.4%	23.6%	2.0%	0.0%	100%
29年度	272	489	452	36	71	1,320
	20.6%	37.0%	34.2%	2.7%	5.4%	100%
30年度	156	400	244	35	9	844
	18.5%	47.4%	28.9%	4.1%	1.1%	100%
元年度	157	351	213	32	11	764
	20.5%	45.9%	27.9%	4.2%	1.4%	100%
2年度	119	215	142	26	7	509
	23.4%	42.2%	27.9%	5.1%	1.4%	100%

（単位：人）

- 障害種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

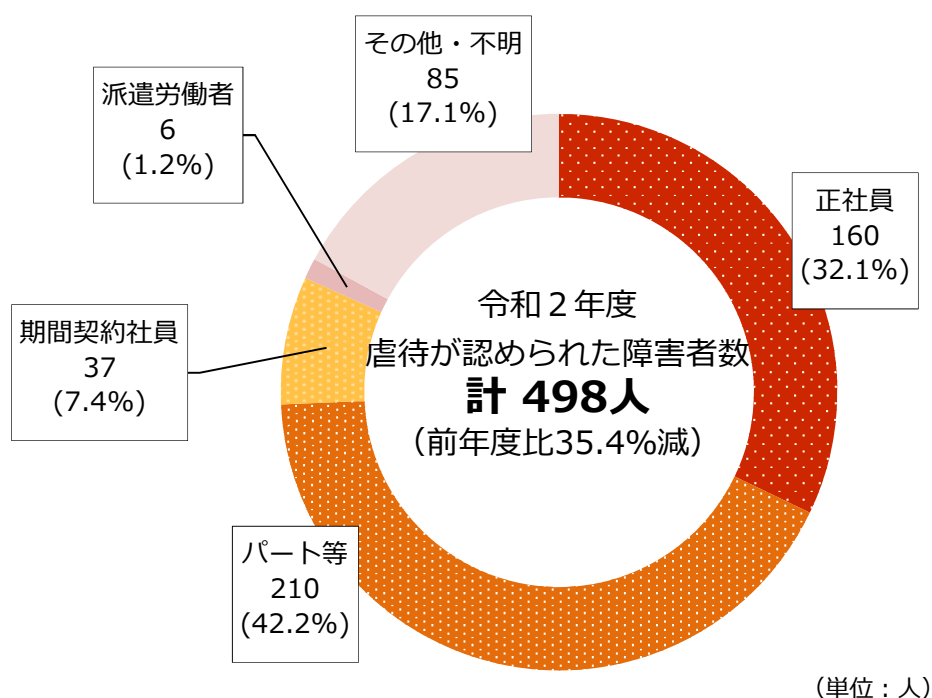
【参考】第6表 年度別・虐待種別障害者数（虐待が認められた障害者）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合 計
28年度	57	6	115	14	852	1,044
	5.5%	0.6%	11.0%	1.3%	81.6%	100%
29年度	80	7	116	27	1,162	1,392
	5.7%	0.5%	8.3%	1.9%	83.5%	100%
30年度	42	9	92	19	791	953
	4.4%	0.9%	9.7%	2.0%	83.0%	100%
元年度	30	10	64	19	686	809
	3.7%	1.2%	7.9%	2.3%	84.8%	100%
2年度	24	10	56	14	419	523
	4.6%	1.9%	10.7%	2.7%	80.1%	100%

（単位：人）

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(4) 被虐待者の就労形態別内訳



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

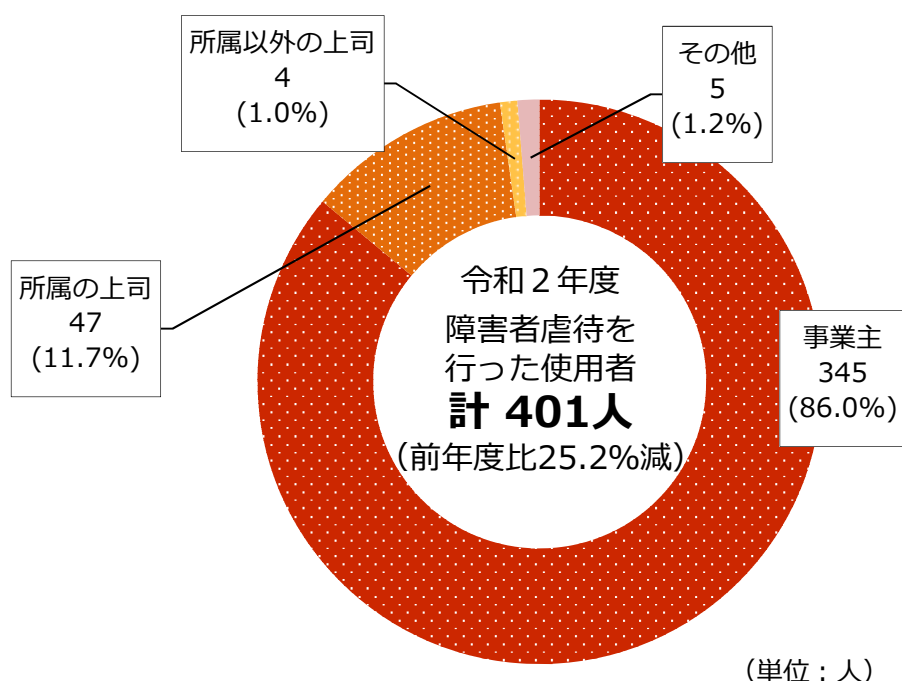
【参考】第7表 令和2年度 虐待種別・就労形態別障害者数（虐待が認められた障害者）

虐待種別	虐待が認められた障害者数：498人（100%）					合計
	正社員	パート等	期間契約社員	派遣労働者	その他・不明	
	160 (32.1%)	210 (42.2%)	37 (7.4%)	6 (1.2%)	85 (17.1%)	
身体的虐待	10	10	1	0	3	24
性的虐待	1	4	1	0	4	10
心理的虐待	20	15	6	1	14	56
放置等による虐待	7	3	1	0	2	13
経済的虐待	135	187	30	5	63	420

(単位：人)

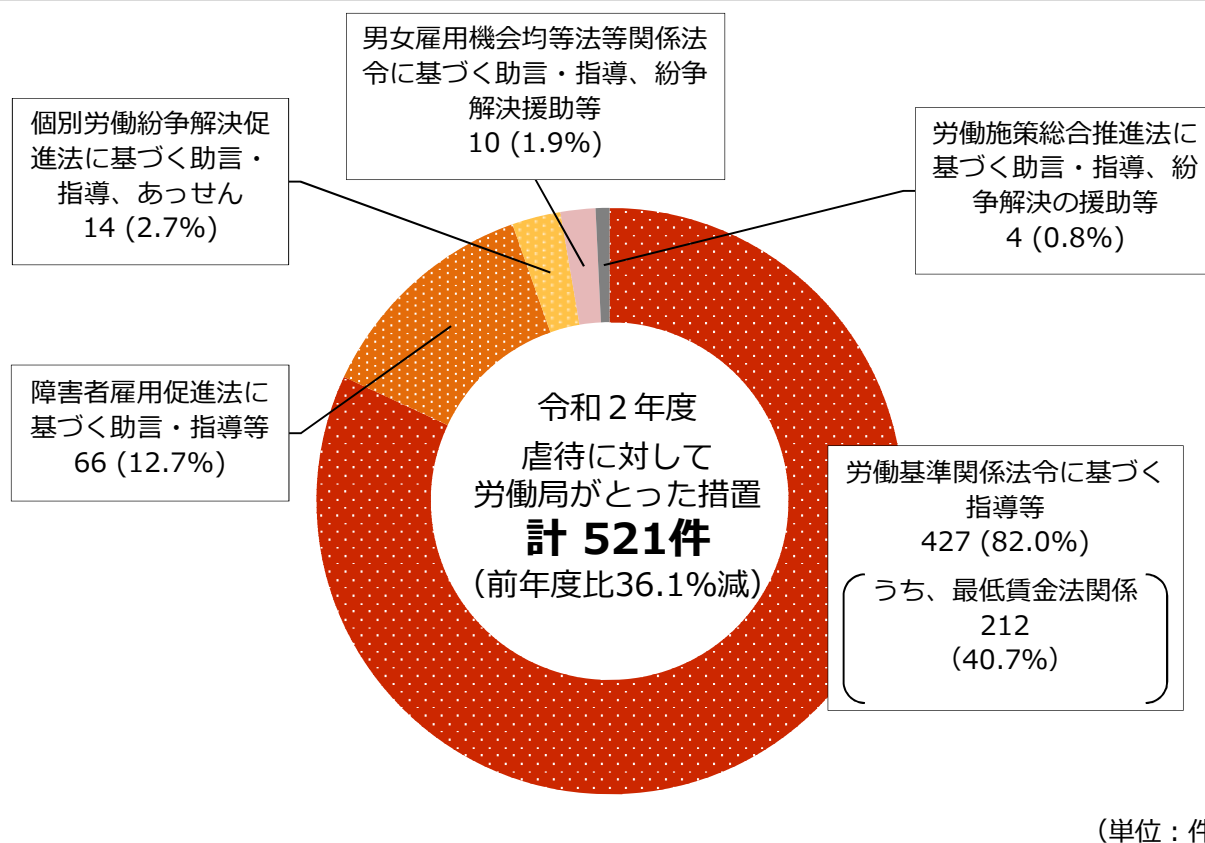
- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

（５）障害者虐待を行った使用者の内訳



■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

（６）虐待に対して労働局がとった措置



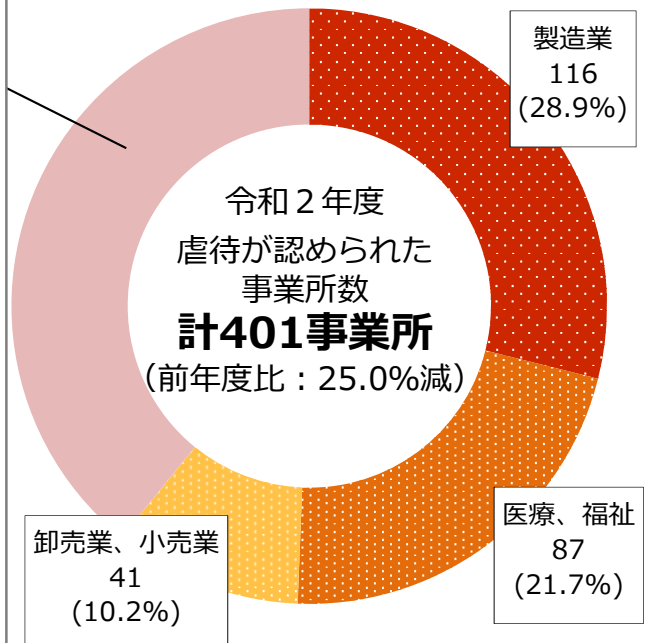
■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(7) 虐待が認められた事業所の業種・規模

①業種別

ほか 計157 (39.2%)

サービス業（他に分類されないもの）	38	(9.5%)
宿泊業、飲食サービス業	36	(9.0%)
建設業	31	(7.7%)
運輸業、郵便業	14	(3.5%)
農業、林業	11	(2.7%)
生活関連サービス業、娯楽業	10	(2.5%)
情報通信業	3	(0.7%)
不動産業、物品賃貸業	3	(0.7%)
複合サービス事業	3	(0.7%)
漁業	2	(0.5%)
電気・ガス・熱供給・水道業	1	(0.2%)
金融業、保険業	1	(0.2%)
教育、学習支援業	1	(0.2%)
不明	3	(0.7%)



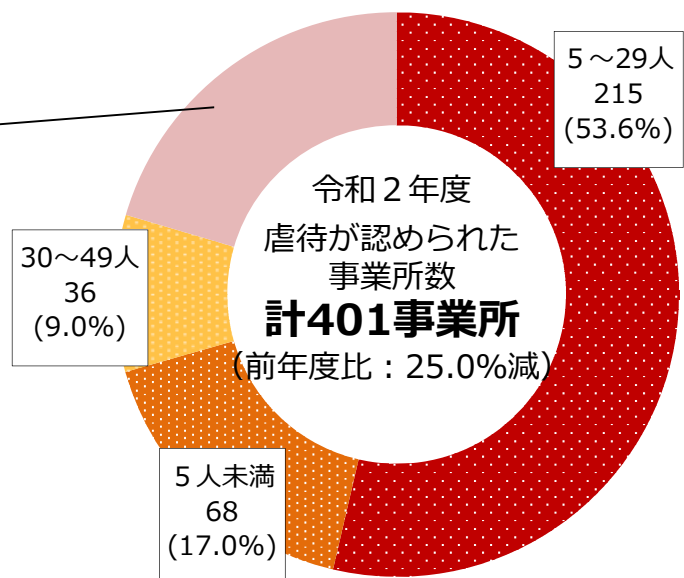
(単位：事業所)

- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

②規模別

ほか 計82 (20.4%)

50～99人	27	(6.7%)
100～299人	22	(5.5%)
300～499人	7	(1.7%)
1,000人以上	3	(0.7%)
500～999人	2	(0.5%)
不明	21	(5.2%)



(単位：事業所)

- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第8表 規模別・虐待種別事業所数（虐待が認められた事業所）

規 模	事業所数		虐待種別（虐待が認められた事業所）				
	件数	内訳	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	68	17.0%	2	0	3	1	65
5～29人	215	53.6%	10	4	25	10	180
30～49人	36	9.0%	3	0	10	0	24
50～99人	27	6.7%	4	2	4	1	20
100～299人	22	5.5%	1	0	2	1	19
300～499人	7	1.7%	0	0	2	0	5
500～999人	2	0.5%	0	0	1	0	1
1,000人以上	3	0.7%	1	0	3	1	0
不明	21	5.2%	1	2	2	0	17
合 計	401	100%	22	8	52	14	331

（単位：人）

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

【参考】第9表 規模別・虐待種別障害者数（虐待が認められた障害者）

規 模	被虐待者数		虐待種別（虐待が認められた障害者）				
	件数	内訳	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待
5人未満	70	14.1%	2	0	3	1	67
5～29人	281	56.4%	12	6	27	10	239
30～49人	46	9.2%	3	0	12	0	32
50～99人	30	6.0%	4	2	4	1	23
100～299人	24	4.8%	1	0	2	1	21
300～499人	19	3.8%	0	0	2	0	17
500～999人	4	0.8%	0	0	1	0	3
1,000人以上	3	0.6%	1	0	3	1	0
不明	21	4.2%	1	2	2	0	17
合 計	498	100%	24	10	56	14	419

（単位：人）

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

令和 2 年度における使用者による障害者虐待の事例

事例 1	身体的・心理的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：知的障害 ● 就労形態：パート等 ● 事業所の規模：1,000人以上 ● 業種：医療、福祉 障害者本人から届出がなされたもの。 上司が障害者本人に対して業務上のミスを注意したところ、反論されたため感情的になり太ももを蹴り飛ばし負傷させるとともに、怪我の状態を確認したいとして更衣室で裸にさせたことについて公共職業安定所に相談したもの。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主に事情聴取したところ、障害者本人からの届出内容を事実として認めた。 使用者による身体的・心理的虐待が認められたことから、公共職業安定所は事業主に対し、障害者雇用促進法に基づき再発防止策を講じるとともに、障害特性を踏まえ対応を行うよう指導した。 処理終了後、労働局は都道府県庁に対して情報提供を行った。
事例 2	性的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：精神障害 ● 就労形態：パート等 ● 事業所の規模：5人～29人 ● 業種：農業、林業 障害者本人から市町村を通じて届出がなされたもの。 事業主が障害者本人を含めた労働者に対して作業を指示する際、わいせつな言動を複数回行うなど性的虐待を受けていることについて市町村に相談したもの。
労働局の対応	労働局は雇用環境・均等部（室）を担当部署として、訪問調査を実施した。 事業主に事情聴取したところ、障害者本人からの届出内容を事実として認めた。 使用者による性的虐待が認められたことから、雇用環境・均等部（室）は事業主に対し、男女雇用機会均等法に基づきセクシュアルハラスメントの行為者に対する措置、被害者に対する配慮の措置および再発防止措置を適正に講じるよう指導を行った。 処理終了後、労働局は都道府県庁に対して情報提供を行った。

事例 3	性的・心理的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：知的障害 ● 就労形態：パート等 ● 事業所の規模：5人～29人 ● 業種：製造業 障害者本人から市町村を通じて届出がなされたもの。 事業主が障害者本人を含めた女性労働者に対して繰り返し食事に誘うことや手を握るなどの性的虐待を行っていることに加え、男性労働者に対して人格を否定する発言を行っていることについて市町村に相談したもの。
労働局の対応	労働局は雇用環境・均等部（室）および職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、障害者本人からの届出内容を事実として認めた。 使用者による性的・心理的虐待が認められたことから、事業主に対し、雇用環境・均等部（室）は男女雇用機会均等法に基づきセクシュアルハラスメントに関する雇用管理措置を適正に講じるよう指導するとともに、公共職業安定所は障害者雇用促進法に基づき再発防止策を講じるよう指導した。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。

事例 4	放置等による虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：知的障害 ● 就労形態：正社員 ● 事業所の規模：30人～49人 ● 業種：サービス業 親族から通報がなされたもの。 同僚が障害者本人に対して業務上のミスを注意したところ、無視されたため感情的になり足を蹴るなどの暴力行為をするとともに、人格を否定する発言を繰り返したことから、親族が事業主に障害者本人に対する当該同僚の言動を止めるよう申し立てたが、一向に改善しないため公共職業安定所に相談したもの。
労働局の対応	労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当部署とし、訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、親族からの通報内容を事実として認めた。 使用者の放置等による虐待が認められたことから、公共職業安定所は事業主に対し、障害者雇用促進法に基づき再発防止策を求めるとともに、障害者の特性等について研修を実施するなどの対応を行うよう指導した。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。

事例 5	経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：身体障害 ● 就労形態：パート等 ● 事業所の規模：5人～29人 ● 業種：医療、福祉 障害者本人から届出がなされたもの。 新型コロナウイルス感染症の影響により、所属していた業務部門が休業となるため、障害者本人は事業主から自宅待機を命じられたが、自宅待機の期間中（約2か月間）、使用者の責による休業であるにもかかわらず、休業手当が支払われないことについて労働基準監督署に相談したもの。
労働局の対応	労働局は労働基準部（労働基準監督署）を担当部署とし、監督指導を実施した。 事業主から事情聴取したところ、障害者本人からの届出内容を事実として認めた。 使用者による経済的虐待が認められたことから、労働基準監督署は事業主に対し、労働基準法に基づき休業手当の支払いを指導した。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。
事例 6	経済的虐待が認められた事例
通報・届出の概要	● 障害種別：知的障害 ● 就労形態：パート等 ● 事業所の規模：5人未満 ● 業種：製造業 労働基準監督署による発見。 当該障害者の約定賃金額が地域別最低賃金額を1時間当たり約350円下回っていたもの。
労働局の対応	労働基準監督署が監督指導を実施し、賃金台帳等を確認したところ、法定の除外事由（最低賃金の減額特例許可）なく、当該障害者について最低賃金額未満の賃金を支払っていたことが認められた。 事業主は、本人および親族の同意があれば最低賃金以上の支払いは不要であると考えていた旨を申し出た。 使用者による経済的虐待が認められたことから、労働基準監督署は事業主に対し、最低賃金法に基づき地域別最低賃金額との差額の支払いを指導した。 処理終了後、労働局は都道府県庁へ情報提供を行った。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

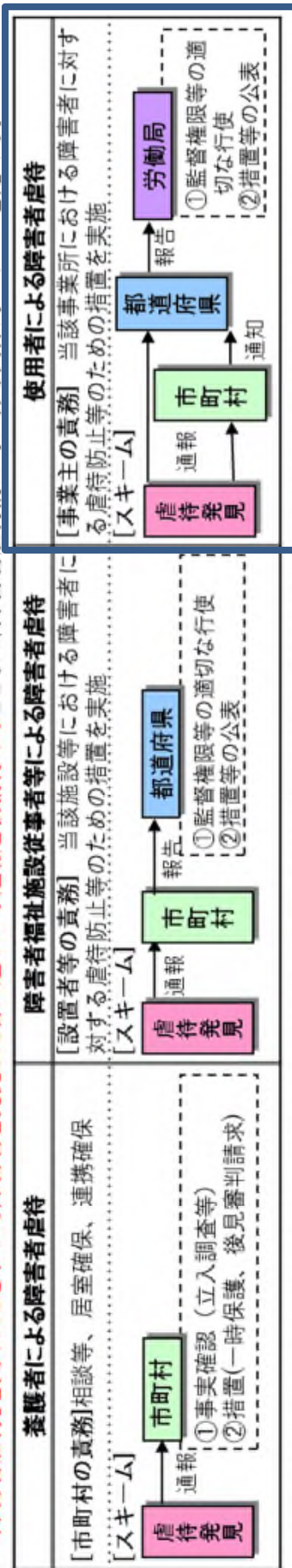
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応

1) 都道府県に通報・届出が寄せられた場合

都道府県に使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、都道府県は労働局へ報告を行う。

市町村に通報・届出が寄せられた場合、市町村は都道府県に通知を行い、都道府県から労働局に報告がなされる。

報告を受けた労働局は、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など所管する法令に基づき、所轄の労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査や必要な指導を行う。

2) 労働局に直接、通報・届出が寄せられた場合

労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む）に直接、使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、労働局は都道府県に情報提供する一方、都道府県からの報告があった場合と同様に調査や必要な指導を行う。

